

一般社団法人 日本産婦人科乳腺医学会乳房疾患認定医制度施行細則

第1章 認定医申請資格

第1条 申請要件

- 1) 本会会員歴3年以上であること。
- 2) 日本産科婦人科学会専門医であること。
- 3) 乳癌検診に必要な専門的知識および技術を有すると認められること。なおその内容は別途定める。

注：「乳癌検診に必要な専門的知識および技術を有すると認められること」とは、以下の基準を満たすものとする。

①過去3年間で本会での3回以上の研修実績を有すること。但し、この3回とは、各地域産婦人科乳腺医学会参加を2回まで認め、本会には1回以上の参加を必須とする。

②NPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構が行うマンモグラフィ読影試験で評価B以上を取得していること。

第2章 申請方法および更新

第2条 申請方法

1. 申請に必要な書類は以下に定めるものとする。
 - 1) 認定申請書
 - 2) 履歴書
 - 3) 各資格に対してはそれを証明するものの写し。
 - 4) 乳癌（検診）に関する実績および業績あるいは研修歴があれば参考資料とする。
2. 申請料は10,000円とする。
3. 既納の申請料はいかなる理由があっても返納しない。

第3条 審査方法

- 1) 申請期間は毎年10月1日より12月末日までとする。
- 2) 審査は年1回とする。

第4条 認定資格の更新

1. 更新の要件は以下の通りとする。

更新申請の時点（更新年の1月1日）で

 - 1) 継続して一般社団法人 日本産婦人科乳腺医学会会員であり、年会費を完納していること。
 - 2) 継続して日本産科婦人科学会専門医であること。
 - 3) NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構の認定するマンモグラフィ読影資格（評価B 以上）を更新していること。
 - 4) 過去5年間（1月1日～12月31日）で、本会が主催する学会、および各地域産婦人科乳腺医学会に2回以上参加し、かつ50点以上の研修実績を有すること。

【研修実績点数表】

実績は申請者が実際に参加した事の証明可能な資料を添付提出が必要となる。

- ・学会・講習会・セミナー：ネームカードのコピー等
- ・学会発表：プログラムと抄録コピー
- ・論文発表：別刷又は論文コピー

乳房疾患認定医 更新時計上ポイント項目リスト

2016 年3 月6 日更新

番号	項目	ポイント	
		変更前	変更後
学会参加			
1	日本産婦人科乳腺医学会 10点	10	10
2	各地域産婦人科乳腺医学会 10点	7	10
3	日本乳癌学会、日本乳癌検診学会 5点	5	5
4	JABTS学術集会 5点	5	5
5	日本婦人科腫瘍学会 3点	3	3
6	日本婦人科がん検診学会 3点	3	3
7	日本乳癌画像研究会 3点	3	3
講習会・セミナー受講、講師			
1	本会主催の乳房画像研修会受講	3	10
2	本会主催の乳房画像研修会講師	—	10
3	日本乳癌学会、日本乳癌検診学会の主催するセミナー 受講	5	5
4	本会主催の乳房超音波講習会受講	5	10
5	本会主催の乳房超音波講習会講師	—	10
6	本会主催以外の乳房超音波講習会受講	5	5
7	本会主催以外の乳房超音波講習会講師	—	5
8	本会が共催するマンモグラフィ読影講習会受講	5	8
9	本会が共催するマンモグラフィ読影講習会講師	5	8
10	上記以外のマンモグラフィ読影講習会受講	5	5
11	上記以外のマンモグラフィ読影講習会講師	5	5
12	本会が共催、あるいは認定する講習会、セミナー受講	3	3
13	その他乳房疾患関連学会、研究会が開催する講習会、セミナー受講	1	1
14	マンモグラフィプレ講習会、乳房超音波プレ講習会受講	3	3
学会発表・論文発表（乳房疾患に関する内容）			
1	論文執筆（本会編集のジャーナル）	—	10
2	論文執筆（その他の全国誌、国際誌）	7	7
3	論文執筆（商業誌、地方紙、院内誌など）	3	3
4	論文共同執筆（本会編集のジャーナル）	—	5
5	論文共同執筆（その他の全国誌、国際誌） 3点	1	3
6	論文共同執筆（商業誌、地方紙、院内誌など）	1	1
7	学会発表・講演（本会主催学会・研究会、各地域産婦人科乳腺医学会）	—	8
8	学会発表・講演（その他の全国学会、国際学会）	4	4
9	学会発表・講演（その他）	2	2
10	学会共同発表（本会主催学会、研究会、および各地域産婦人科乳腺医学会）	—	4
11	学会共同発表（その他の全国学会、国際学会）	1	2
12	学会共同発表（その他）	1	1
その他の活動			
1	認定医試験の講義受講、講師	—	10
2	その他 乳癌に関する活動（読影に参加など）、研修等	1	1～10
3	認定医試験問題作成 1問1点（最大5点）	1～5	1～5
4	本会ホームページにおけるeラーニング 1症例2点	—	2～

注1：1学会で複数演題発表は、1発表とする。

【注記】

新規：2016年3月6日総会承認、2016年3月7日より有効とする。

変更：2019年の更新申請時より、施行日以降の研修実績について改定後の点数有効とする。

第5条 更新申請方法、再申請方法、更新期間の保留方法

1. 更新申請に必要な書類は以下に定めるものとする。
 - 1) 更新申請書
 - 2) 各要件を証明するものの写し（産婦人科専門医認定証、マンモグラフィ読影認定試験成績表、各学会参加証、その他）。
 - 3) 更新申請料は 10,000 円とする。
2. 再申請による復活制度については下記のごとく定める。

認定医の更新時に、本施行細則第4条に定める要件未達の理由により資格を喪失した者のうち直近5年間に於いて要件を満たした者は、再申請により認定医の資格を再び得ることができる。尚再申請の方法および審査方法は更新申請と同じである。
3. 更新期間保留制度については下記のごとく定める。

正当な理由（海外留学、妊娠・出産及び育児、その他理事会が認めるもの）があつて5年間での更新要件未達となつた場合、更新申請期限内に理由書の提出により2年間までの更新期間の延長を認める（その間の認定医資格は喪失しない）。尚延長後の申請要件は、「規則第13条の更新は5年毎とし、」と、「細則第4条4)の過去5年間」が延長される他は同じであり、申請方法および審査方法も通常の更新申請と同じである。

第6条 認定医更新審査方法

- 1) 更新申請期間は毎年1月1日より1月末日までとする。
- 2) 審査は年1回とする。

第7条 施行細則の変更

本施行細則の変更は理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

- 附則 本施行細則は2008年3月9日より施行する。
- 附則 本施行細則は2009年3月9日より施行する。
- 附則 本施行細則は2011年12月10日より施行する。
- 附則 本施行細則は2012年4月1日より施行する。
- 附則 本施行細則は2014年1月6日より施行する。
- 附則 本施行細則は2015年3月1日より施行する。
- 附則 本施行細則は2016年3月7日より施行する。
- 附則 本施行細則は2023年2月22日より施行する。